

都民連だより

春

平成29年4月
(第52巻4号)

特集 定数を考える

- 民児協活動紹介「神楽鳩子の班活動探訪①」
- 100年のあゆみから学ぶ
- 都民連通信「平成29年度事業計画・予算」
- キラリ☆この人
- 東社協コーナー
- 活動記録あれこれ
- ミンジーレポート
- 編集後記



【写真提供：武蔵村山市（カタクリの花）、野山北・六道山公園（田植え・里山民家）】

東京散歩

野山北・六道山公園 (武蔵村山市)

豊かな自然に囲まれた野山北・六道山公園は都立としては最大の都市公園です。カタクリの群生地、ホタルの生息地、里山民家や岸たんぼといった、都心では見ることのできない魅力あふれる風景が広がっています。カタクリの花（写真左）は約2万株が自然群生し、4月上旬になると、紫色のかわいらしい花を咲かせます。また里山民家（写真右下）は狭山丘陵周辺に実在した江戸時代の建物を再現しており、当時の暮らしぶりをうかがうことができます。他にも田植え（写真右上）や手もみ茶づくり体験など、1年を通じてさまざまなイベントも開催され、子どもも大人もいろいろな楽しみ方ができます。

交通アクセス：JR中央線「立川駅」よりバス、「岸」バス停下車徒歩10分



定数を考える

民生委員の欠員（なり手不足）が大きな課題となっている昨今、その一つの要因として指摘されているのが、活動への負担感です。

今回は負担軽減や活動しやすい環境づくりに向け、「定数」を切り口に考えていきます。



都内の充足率は92・2%
過去最低の数値

今回の一斉改選を機に都内では17地区（10区7市）で計62名の増員が図られ、民生児童委員の定数は10、



▲改選期新任研修での情報交換

意欲的に活動をスタートさせる委員がいる一方、今改選でこれまで以上に浮き彫りになった課題が「なり手不足」です。事実、改選を迎えるたびに都内の充足率は低下しており、今回は過去最低の92・2%となりました。全国平均は96・3%で、100%の県もある中、沖縄県に次いで全国ワースト2位という結果でした。

776名（八王子市含む）となりました。2,108人の新任委員が誕生し、各地区民児協での引き継ぎや顔合わせも終わり、早速新たなメンバーでの活動が展開されていることでしょう。

人材確保を困難とする要因の一つとして「業務の多忙さ」が指摘されています。活動の範囲は時代とともに拡大し、担う役割も増加。一人あたりの月平均活動件数は昭和40年代と比較し3倍以上となっています。さらに地域のニーズが多様化・複雑化し、また、地域における「新たな支え合い」の必要性が示される今、民生

都内定数および充足率の推移

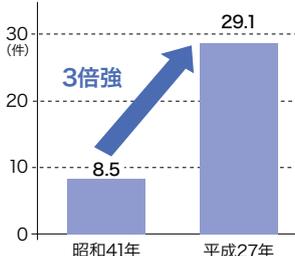


国の基準より少ない定数

児童委員への期待はますます高まっています。

活動量の増加は負担拡大につながります。委員の数が増えれば、地域事業への協力業務を分担したり、調査や見守りの負担軽減も期待できることから、東京では改選のたびに定数を増やしてきています。しかし、この数は国の示す参酌基準に照らし合わせると、はるかに少ない状態です。国の基準は、区部では多くても440世帯に1名の配置を目安としています。都内の平均は640世帯を超えています。平成23年当時の最大担当世帯数は2,906世帯（※）で、現在も1,000世帯以上を受け持つ委員がいるのが実情です。

一人あたりの月平均活動件数（総計）の推移



「東京都民生委員・児童委員活動実績」より

厚生労働大臣の定める基準（参酌基準）

民生委員（区域担当）	
東京都区部、指定都市	220～440世帯に1人
中核市、人口10万以上の市	170～360世帯に1人
人口10万未満の市	120～280世帯に1人
町村	70～200世帯に1人

主任児童委員	
民児協定数39人以下	2人
民児協定数40人以上	3人

増やしたいけど増やせない
民児協が抱えるジレンマ

「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会」（全国民生委員児童委員連合会）の中間報告では、民生児童委員活動の充実に向け、定数増や配置基準の見直しが見込まれています。しかし、各地区の定数を定める東京都に対し、増員を要望する地区はあまり多くありません。これまでの改選時には常に100名以

※平成23年度版「民児協概要」より

上の増員が図られてきましたが、今回は61名に留まっています。定数を増やしても人材を確保できなければ欠員地区が増えるだけ。隣接する委員や会長等が欠員地区のフォローをすることに変わりありません。「本音を言えば増やしたい。でも現実には難しい」。その思いから定数増に踏み出せない地区もあるようです。



増員の事例をご紹介します！ 13名を増員した板橋区

こうした状況の中、今回最も多く増員を図ったのが板橋区です。



桜川地区では4名を増員しました。そのうち3名

は「茂呂町会」地域での増員です。1,005世帯を担当していた経験15年以上の委員が定年で退任することになり、新任委員がこの



▲住民向けPR活動
日頃の取り組みを通じ、活動への理解を得ていたことで、増員しても人材を確保できました。

区域を受け持つのは負担が大きすぎると、隣接地区の委員2名(各々678世帯、475世帯を担当)と町会長を交えて話し合いました。普段から地域の行事に積極的に参加し、民生児童委員活動の大変さと大切さを理解してもらっていたため「何とかして新任者を確保しよう」と町会長も増員に協力的でした。

従来の区域割りを見直し、一人あたりの担当世帯数は360世帯ほどに減少しました。再任委員の負担が軽減されたことで、丁寧に新

任委員の相談に乗り、支え合うことができる環境も整いました。



2名を増員した高島平地区は高齢者の多い地区です。

高齢化率40%を超える団地を担当する委員からの要望で、1名を増員しました。もう1名は70歳以上の高齢者を370人担当する委員の地区です。見守りや調査の負担を減らしたいとの思いから地区会長が声を掛け、分割が実現しました。

増員により区域担当46名、主任児童委員3名の計49名の大所帯となった高島平地区ですが、欠員はなく充足率100%です。

活動を振り返り 定数増も検討しよう

高層マンションの建設で人口が急増した区域、都営住宅があり支援を必要とする世帯が多い区域、坂道が多く訪問が大変な区域など

民児協の任務【民生委員法第24条】

- ① 民生委員が担当する区域又は事項を定めること
- ② 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること
- ③ 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること
- ④ 必要な資料及び情報を集めること
- ⑤ 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の習得をさせること
- ⑥ その他民生委員が職務を遂行するために必要な事項を処理すること

は区域割りを見直すことが委員の負担軽減や業務量の平準化を図ることにつながります。委員一人ひとりの担当区域は民児協で決定することとされていますので、活動の状況に合わせて変更することが可能です。各委員の活動状況を振り返り「負担の偏り」がある場合には解消できるよう工夫してみましよう。各委員が「何を」「どのように」負担と感じているか、定例会等で話し合

い、共有し合う時間を持つことも一案です。

また、子どもや高齢者の割合が高く、見守り対象世帯が多いという場合は、「一人では目が行き届かない」「個別相談が多く一人では対応しきれない」という問題も起こります。こうした地区では、各委員の負担軽減に向け、また活動しやすい環境しやすい環境づくりの一つとして、区域割りと同時に「定数増」についてもぜひ検討していただきたいところです。

次回の一斉改選は平成31年12月です。東京都への要望提出は平成30年6〜7月頃までになる見込みです。各地区民児協における検討は、平成29年度中が目安となります。少しづつ、ご地元で話し合う機会をつくっていきましよう。



民児協 活動紹介



神楽鳩子の
班活動探訪①

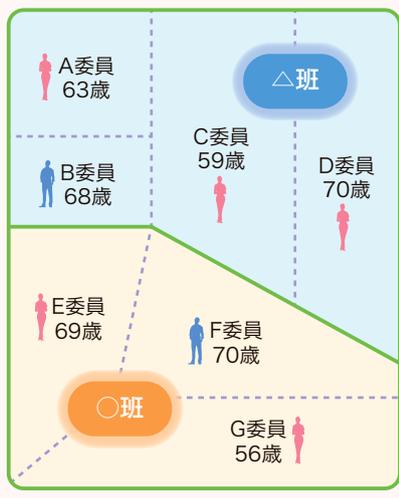


民生児童委員の神楽鳩子。鳩子が所属する民児協では、一斉改選で3割の委員が交替し、欠員も出ています。そんなある日の定例会で、会長から「班体制」を導入したいとの提案がありました。

班体制とは

私たちのこれからの活動の方向性を示した東京版活動強化方策の柱の1つに、「班体制の確立」があります。班体制とは、1人1地区担当を基本としながら、近接地域の委員数名

【班編成のイメージ】



が班(チーム)を組み活動する仕組みです。

班は、町会・自治会、校区、道路の境などの地域性や男女比、経験差を考慮しながら編成します。班のメンバー間で日頃から情報交換を行うことで悩みや負担を分かち合い、協力して個別ケースの支援や小地域福祉活動などに取り組みます。

古くて新しい発想

近年、国や全民児連から出された報告書では、「経験の浅い委員と一定の経験を有する先輩委員がチームを組んで活動にあたること

【班体制の5つの機能】



(※1)の有効性や「区域担当委員の負担軽減や住民への相談支援充実のため(※2)」複数で地域を担当する方法が提言されています。今までにない新しい方法と誤解されがちですが、民生委員法では、「委員が担当する区域または事項を定める」のは民

児協の役割とされ、地域の実情や委員の特性に応じた配置が可能です。

都民連では20年以上前からチーム制の必要性を指摘し、検討と試行を重ねてきました。その中で、

活動の質の変化や担当区域間の距離の近さなどの東京の特性に鑑み、平成19年から提唱してきたのが「班活動」です。現在都内では3割程の民児協で実施されています。

支え合いの母体

多くの民児協では、部会や委員会、地域福祉活動等を通して委員同士の交流を図り、相互に友好な関係を築いています。

しかし、気の合う同期や頼れる先輩は、誰もが最初から得られるわけではありません。活動を通じて生まれる個人間の「線」の協力

関係に加え、近接地域という「面」での支え合いを促すのが班体制です。班体制を組むことで活動を始めたその日から、身近な地域で支え合える仲間を得ることがができます。

地縁の創出

地域特性が同じ委員同士

が情報交換を深めると、その地域に共通する課題に気付くことがあります。しかし、班で気付いた課題は班だけで解決できるわけではありません。民児協全体や関係機関・団体に課題の存在を伝え、一緒に解決策を検討しながら、地域ぐるみでの解決を図ります。

地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現は、つながりが希薄化した地域に地縁を創出する取り組みでもあります。まずは近所の民生児童委員同士でしっかりと絆を結び合うことが、地縁を広げていく要となることでしょう。

私の地区では6つの班が組まれました。私はその1つの班の班長を務めます。

次号からは他地区の班活動取材して、その取り組みを紹介していきます。



(※1)「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会報告書」

(※2)「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会中間報告」

100年の あゆみから 学ぶ^⑫



本会では、民生委員制度創設100周年を記念して今後10年の活動の方向性を示した「東京版 活動強化方策」（以下、活動強化方策）を策定しました（前号特集記事参照）。今回は、これまでのまとめとして、活動強化方策の柱でもある個別支援活動と児童委員活動を中心に、東京の委員による活動の特徴を振り返ります。

今も昔も住民に寄り添う

社会福祉の法制度が整備されたのは、多くは太平洋戦争後になります。しかし、さまざまな生活課題を抱えた人々は、大正・昭和初期以前から存在していました。このころ、救済委員（後、方面委員）は、生活に困窮した人々と同じ地域で生活しながら彼らを支援したり関東大震災で被災した住民の救済に奔走したりするな

自ら動き、社会を動かす

福祉制度や施設等が未

成熟だった大正・昭和初期や戦後の混乱期には、委員たちは適切な支援が人々に届くよう、国や自治体に対して制度や施設の整備を積極的に働き掛けました。

例えば、救護法の実施に向けては、委員の代表たちが各方面へ粘り強く交渉を繰り返して、救護法の予算化と施行を勝ち取りました。

他にも、心の病を抱えた人々に十分な医療が提供されない状況を看過せず、委員が寄附を出し合って東京・多摩市に「桜ヶ丘保養院（現桜ヶ丘記念病院）」を設立したり、結核の治療を終えた人々の社会復帰と職業訓練を目的に自ら財団法人をつくり、委員の寄附や共同募金の配分金を原資として清瀬市に結核患者アフターケア施設を設置したりした例が見られます。

このように、困難な状況にある人々への支援がなかなか進まない中で委員の総

力を結集し、組織として社会的課題の解決に立ち向かったこれらの取り組みは、東京の委員たちの活動における大きな特徴です。

児童委員としての活動

平成29年は、児童委員制度ができて70周年の節目の年でもあります。方面委員時代から児童の保護育成に重要な役割を果たしてきた

こともあり、児童福祉法の制定に伴い児童委員を兼務するようになってからは、健全育成活動や女性委員を中心とした子育て支援活動に取り組んでいます。特に子育て支援活動は、民児協の中で女性の特性を生かして活動できるよう設けられた婦人部会を中心にさまざまな実践が行われました。

今後、児童委員としての役割や使命を再確認し、地域の子どもをみんなで育むという視点を心掛けることで、一層充実した活動になると思われます。

これからの活動に向けて

活動強化方策では、民生児童委員を、住民が困っている時に「あの人に相談すれば何とかなる」という安心感をもたらす大切な存在であると指摘しています。とはいえ、なんでも委員が引き受けては負担感の増加を招きます。

だからこそ、これからは班体制の確立が重要です。数人のチームで活動することで、情報・経験・課題を共有でき、より大きな力を発揮できます。

班体制と併せ、関係機関との実効的な連携・協力を通じて、活力ある安全・安心な地域を築き、住民やあらゆる関係機関・団体を巻き込んで、地域ぐるみでさまざまな課題を解決するよう取り組みましょう。

【原稿執筆】

小倉 常明（日本教育財団）



平成29年度 事業計画・予算

去る3月14日、東京都庁にて平成28年度第二回協議員総会が開催され、平成29年度事業計画・予算が承認されました。今回は、その事業の一部をご紹介します。別紙と併せてご覧ください。



今年度は、一斉改選を経て、新たな3年間の取り組みを始める年となります。また、今年度は民生委員制度創設100周年・児童委員制度創設70周年という大きな節目の年です。

そこで、大きく3点に重点を置き事業を計画しました。

1点目は、一斉改選で新たに迎えた約2千名の新任委員をはじめ、委員一人ひとりが生き生きと活動を続けられるような環境づくりに取り組むことです。

2点目は、100周年の記念事業を進めるとともに、広く都民に役割や活動を周知していくこと。

3点目は、今後10年間の

活動指針として策定した「東京版 活動強化方策」の具体化に向け、各地区で取り組みが進むようにさまざまな事業で取り上げ、関心を高めていくことです。

さらに、民生委員・児童委員の日活動強化週間（5月12日～18日）では、「**紡ぎゆく100年 子どもに寄り添う70年**」をテーマにパレードとパネル展を行います（図参照）。各地区の取り組みと合わせ、都内1万人余が一丸となってアピールしていきましょう。



**生き生きと活動が
続けられる環境づくり**

受託研修では、活動強化方策を反映した内容を通して、活動の不安や疑問点を解消し、やりがいを持つて豊かな活動を推進できるような個々のそして組織の力量を高めていきます。



100周年記念事業

10年ぶりに東京で行われる全国民生委員児童委員大

会（7月9日～10日）にあ

たっては、主催者の一員と

して100年間にわたる活

動の歴史や住民からの信頼

の重みを再確認し、研鑽を

深め合える機会となるよう、

関係各団体と協力して着実に

遂行していきます。

また、東京版100周年

記念事業について具体的に

進めていきます。

さらに、民生委員・児童

委員の日活動強化週間（5

月12日～18日）では、「**紡ぎ**

ゆく100年 子どもに寄り

添う70年」をテーマにパ

レードとパネル展を行いま

す（図参照）。各地区の取

り組みと合わせ、都内1万

人余が一丸となってアピ

ールしていきましょう。



活動強化方策の推進

指定民生児童委員協議会

事業では活動強化方策の5

本の柱の1つ「個別支援活

動の向上」をテーマに取り

上げ、新たに2地区を指定

し、3年間かけて研究および実践を行います。

個人情報保護バッグ

民生児童委員活動は、住民の個人情報なくしては成り立ちません。民生委員法第15条の守秘義務を守って相談活動を行うからこそ、地域住民の信頼を得ることができ、また行政等から必要な情報が提供されてきました。その100年の歩みを引き継ぐ者として、一人ひとりが改めて「守秘義務」の重要性を考え、適切に個人情報を管理するために、行政等から提供された名簿等を自宅で保管するバッグを作製しました。

区市町村事務局を通して順次配布しますので、ご活用ください。



都民連顧問就任

福田豊行・前都民連会長が都民連顧問にご就任されました。今後も本会事業にご助言賜ります。

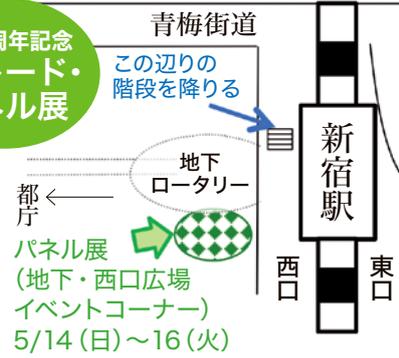


うちわを忘れずに！

パレード
(新宿通り)
5/14(日)
10:40～11:20



100周年記念 パレード・ パネル展



この辺りの階段を降りる
地下ロータリー
都庁
パネル展
(地下・西口広場
イベントコーナー)
5/14(日)～16(火)

キラリ★この人



審判員の活動は 民生児童委員活動に 通じるものがあります。

杉並区民生児童委員
ごんどう きょうこ
権藤 京子 さん

中学、高校で部活動として選んだ卓球というスポーツに今も関わっている権藤さん。「試合中に何度かルールに精通する必要性を感じて」平成14年に公認審判員試験を受け、翌年から審判員活動を始めました。

その後さらに、上級審判、国際審判、レフェリー、上級国際審判資格を取得。国内最高峰の全日本卓球選手権大会には毎年審判として参加し、世界選手権大会、女子ワールドカップ、ツアー・グランド・ファイナルズ等の大きな国際大会にも派遣されています。

「審判員は大会を支えるスポーツボランティア。地域福祉のボランティアである民生児童委員と通じるものがあります」と語る権藤さんのボランティア精神の原点は、幼稚園の母の



▲試合前のコイントスの場面

会の役員決めが難航していた折、副園長先生が言った「役員の仕事は奉仕活動」という言葉でした。「奉仕活動」なら、やらなくてはと背中を押され、そこから、PTA活動、審判員、民生児童委員活動へとつながっていきました。

昨年1月、杉並区から功労賞を、7月にはスポーツ庁から審判活動に対する奨励状を授与されて、「奉仕活動に対するご褒美をいただいた」と受け止めているそうです。

東社協コーナー

東社協（東京都社会福祉協議会）

社会福祉に関わるさまざまな課題の解決や、福祉サービスの向上などを目的として、都内の福祉に関わる関係者の幅広いネットワークづくりを通して、だれもが暮らしやすい地域社会の実現をめざして活動しています。

福祉職として、利用者への支援から 「その人らしく、安心して暮らせる地域づくり」へ

東社協では、平成28年10月に会員福祉施設・事業所を対象に「質と量の好循環をめざした福祉人材の確保・育成・定着に関する調査」を業種横断で実施しました。

福祉の仕事での経験を通して実現したい夢

現在の事業所に入職してから1～3年未満の職員を想定した〔初任者職員〕に、「福祉の仕事での経験を通して、将来実現したい目標や夢」について自由回答で尋ねました。

その中では、利用者支援に関するスキルだけでなく、「自然と手を差しのべられる人になりたい」「人に対してやさしく接したい」など人としての成長や、目の前の相手と関係をつくっていく際の「ありたい姿」が表現されていました。

そして、福祉職として利用者が日常生活を営むことを支援する中では、利用者への一对一の支援の先に、利用者や利用者家族が安心して生活していく場としての地域への想いが表現されていました。福祉施設を地域に理解してもらい、関係づくりを進め、地域住民の不安や悩みを軽減する視点での地域への働き掛けが夢として描かれています。「その人らしく、安心して暮らせる」「地域の中で見守られて、穏やかに暮らすことができる社会」「全ての人を排除されない偏見や差別の無い社会」「老いることが不安でない社会」など、めざす社会の姿を思い描く方もいます。福祉施設で働く福祉職も民生児童委員の皆さんとともに個別支援と地域づくりの視点をもって、地域課題を主体的に解決できる地域づくりを目指していきましょう。



活動記録 あれこれ

新任委員の質問から



新任民生児童委員研修では、「活動記録の記入の仕方」について、説明の時間を設けています。

今回は、一斉改選における新任研修で受けた質問と記入の考え方を紹介します。

Q1

前任の委員から引き継いだ担当地域の高齢者名簿をもとに、本人にはお会いすることはなかったが、担当地域をぐるりと見て回った。

回答

このような場合は、「調査・実態把握(1)」や「訪問回数」には記入しません。当てはまる項目はありませんが、民生児童委員として行った活動であるため、活動概要に記入し、活動日数に「○」をします。

Q2

委嘱時に配布された、「民生委員・児童委員の手引」や「社会福祉の手引」などを熟読した。

回答

民生児童委員を対象にした研修に参加した場合は、「民児協運営・研修(4)」に記入しますが、資料を読み込んで知識を深めた場合は、該当する項目はありません。民生児童委員として自己研鑽に励んだことを活動概要に記入し、活動日数に「○」をします。

Q3

民児協の定例会に出席した際、前月の活動記録の集計表の受け渡しを行った。

回答

定例会や部会における活動集計報告書の受け渡しは、民児協の会合に参加したことを含めて考え、「民児協運営・研修(4)」への記入のみとなります(1件のみ記入。新たに、記入することはありません)。一方で、活動集計報告書を、会長等の集計担当委員の自宅へ持参・送付した場合は連絡調整回数の「委員相互(9)」へ、役所等へ持参・送付する場合は、「その他の関係機関(10)」へ記入します。



ミンジーレポート

Report

ミンジーオリジナルグッズ

都民連ではミンジーグッズを頒布しています。ぜひ、お買い求めください!

ご注文方法は都民連または行政担当者にお問い合わせください。



ぬいぐるみ
550円(税込)

活用例

☆ぬいぐるみはキーホルダーになっているよ。子どもがギュッと握れるサイズで大人気なんだ。

☆シールは名刺に貼るととっても目立つね!



シール(2枚入り)
100円(税込)



ミニタオル
250円(税込)



訪問カード
150円(税込)



巾着袋
200円(税込)

編集委員

小田島真理子(千代田区) 田中 千津子(文京区)
山内 壽子(品川区) 安井 敦子(豊島区)
宮本 勝男(足立区) 五辺 博子(狛江市)
石川 謙一(府中市) 森田 節子(清瀬市)
北村 実(昭島市)

編集協力

池永 和子
(都民連副会長:広報担当)

編集後記

一斉改選があり、編集委員も新しいメンバーでスタートしました。今回は、都民連ではどのような思いを持って紙面づくりをしているかなどの説明を受け、今まで何気なく読んでいたことが申し訳なくなるほどに考えられた内容づくりをしているのだと感じました。

今年は民生委員制度創設100周年!この時を共有できたことに感謝です。皆で知恵を出しながら、3年間お役に立てるように頑張りたいと思っています。どうぞよろしく願い致します!

おだし真理子
小田島真理子

発行

東京都民生児童委員連合会

〒162-0823

新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階

TEL:03(3235)1163 FAX:03(3235)1169

E-mail:tominren@tcswn.tvac.or.jp

年4回発行 印刷:株式会社トライ

※ミンジー出張をご希望の地区は、会長や行政を通して都民連までご連絡ください。